

制度概要

佐世保市中小企業経営革新サポート資金保証（略称：佐世保革新）		
目 的	佐世保市内の中小企業者に対して、経営の合理化に必要な資金の円滑化を図り、もってこれらの企業の健全な振興発展に資することを目的とする。	
保証の対象（資格要件）	佐世保市内に事業所を有し、市内で同一事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者であって、市税を完納しているもの。	
対象資金	経営の合理化に必要な事業資金（運転資金、設備資金）	
保証条件	貸付限度額	3,000万円以内
	保証期間	10年以内（うち据置 1年以内）
	返済方法	分割返済 <u>（DX特例で保証期間1年以内の場合は一括返済も可能）</u>
	貸付形式	証書貸付、手形貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年1.30% <u>（設備投資特例は年1.10%、DX特例は年0.70%）</u>
保証料率	基準料率	①無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証の場合 年0.45%～1.90% ②セーフティネット保証1～4、6号の場合 年0.80% ③セーフティネット保証5、7～8号の場合 年0.75%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10%）を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引（0.10%）を適用する。 ただし、セーフティネット保証を除く。
	保証料補助	佐世保市が以下の補助を行う。 ①無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証の場合 基準料率が年0.80%以上の保証について、年0.05%～0.76% ②セーフティネット保証1～4、6号の場合 年0.32% ③セーフティネット保証5、7～8号の場合 年0.27%
責任共有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象 ただし、セーフティネット保証1～4、6号を利用する場合は対象外	
取扱金融機関	十八親和銀行、福岡銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、佐賀共栄銀行、九州ひぜん信用金庫、西海みずき信用組合、商工組合中央金庫	
申込時添付書類	①セーフティネット保証を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項各号の規定に基づく市長の認定書 ② <u>設備投資特例</u> の場合は、先端設備等導入計画に係る認定申請書および認定書（写） ③DX特例かつ設備資金を含む場合は、 <u>見積書および設備の概要資料（ただし、見積書でDX特例の融資対象となることが明らかであると認められるときは、設備の概要資料の提出は要しない）</u> ④市税の納税証明書（未納がない旨のもの） ⑤その他保証協会が必要とする書類	
留意事項	セーフティネット保証4号（ <u>新型コロナウイルス感染症に係るものに限る</u> ）又は5号を利用した場合、半期に一度、業況報告書の提出が必要。ただし、 <u>セーフティネット保証5号であって</u> 、保証金額1,250万円以下、期間1年以内、平成30年4月1日以降保証申込受付した保証を除く。	
特例の対象	<u>DX特例…下記に掲げる経営のIT化、デジタル化またはデジタルトランスフォーメーションに必要な運転資金及び設備資金を資金用途とするもの。</u> ① <u>コンピュータ（ソフトウェアを含む）、周辺装置、端末装置、被制御設備、これらに関連する設備など、デジタル化やIT化等デジタル技術の導入に要する費用全般</u> ② <u>データおよびデジタル技術を活用し、製品、サービス、ビジネスモデル等を変革するデジタルトランスフォーメーションの構築に要する費用</u> ③ <u>関連建物・構築物（上記装置および設備の導入に併せてその取得に必要不可欠な建物・構築物およびそれらの設置に必要不可欠な土地）</u> ④ <u>関連セミナー費用、研修費用等ソフト経費</u> ⑤ <u>その他、市長が特別に認める整備及び設備等の導入にかかる事業</u> <u>設備投資特例…特定市町村の認定を受けた先端設備等導入計画を策定している中小企業者であって、且つ、資金用途に設備資金を含むもの。</u>	
実施日	昭和58年7月1日 創設 <u>令和 6年 4月 1日 最終改正</u>	